

## 保護者のみなさまへ

インフルエンザは「学校において予防すべき感染症」になります。感染の予防と感染拡大防止、病気の悪化を防ぐため、出席停止となります。出席停止は欠席扱いにはなりません。

1 期間	発症した後5日を経過（発症した日を0日、その翌日から1日と数えます）し、かつ解熱した後2日（解熱した後、熱が上がってこないことを確認した日が解熱0日で、その翌日からを1日と数えます）を経過するまでとなっています。発症後5日は必ず、5日を経過しても解熱後2日を経過していない場合には、必ず解熱後2日を経過するまで停止を延長します。
2 記入	インフルエンザについては、「治癒報告書」は保護者が記入してください。出席停止の期間が合っているかを確認し、登校するときには必ずこの用紙を持たせてください。けっして早めに出てくることのないようお願いします。

☆発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過している

発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

↑**症状の出た日**

解熱 0日目	1日目	2日目
/	/	/

↑**解熱後、熱が上がって来ないことを確認した日**

5日目がいづくなるか日を入れ確認してください

この両方をクリアしていれば登校しても大丈夫です。